

# 産業廃棄物に関する法令の動向について

令和7年12月1日  
岐阜県 環境エネルギー生活部  
工藤 喜史



※本資料の内容については国において検討中の部分もあり、  
あくまで説明者個人の見解・まとめです。

# 本日の内容

1. 再資源化事業等高度化法について
2. 廃棄物処理法等の点検・見直しの状況について
  - (1) 不適正ヤード問題への対応について
  - (2) P C B 廃棄物に係る対応について
  - (3) 災害廃棄物への対応について

# 1. 再資源化事業等高度化法について

- 脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進するため、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が令和6年5月に成立し、本年11月21日に全面施行されました。

- 制度の詳細については、環境省HPに掲載の「申請の手引き」や各種ガイドラインをご参照いただければと思いますが、本日は、環境省の資料等をもとに、法律のポイントを説明いたします。

(※制度に関する環境省HP: [https://www.env.go.jp/recycle/waste/page\\_01721.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html) )

## <参考>これまでの経緯と今後のスケジュール

- ・令和5年7月28日 「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」第1回開催
- ・令和6年2月16日 「脱炭素型資源循環システム構築に向けた 具体的な施策のあり方について」(中央環境審議会意見具申)
- ・令和6年3月15日 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」閣議決定
- ・令和6年5月22日 法案が可決・成立(5月29日公布)
- ・令和7年2月1日 基本方針、判断基準等の施行(一部施行)
- ・令和7年11月21日 認定制度、報告公表制度等の施行(全面施行)

# 背景

- 我が国においては従来から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて、**廃棄物処理法に基づく適正処理の確保**や、**各種リサイクル法に基づく取組**等が進められてきた。
- 近年、様々な社会的課題への対応としても**資源循環の重要性**が高まっている。  
(例)
  - ・気温上昇・気候変動 ⇒ **脱炭素社会の実現**
  - ・生物種の絶滅加速 ⇒ **自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現**
  - ・エネルギー・金属等資源の高騰・需給ひつ迫 ⇒ **経済安全保障・産業競争力強化**
  - ・人口減少・少子高齢化 ⇒ **地域コミュニティの再生・雇用創出**  
(地方創生、質の高い暮らしへの貢献)
- このような状況を踏まえ、我が国は、**循環経済を国家戦略として位置づけ**、資源循環と成長の好循環を目指すとともに様々な社会課題への貢献を目指している。
- 本法は、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保**等の資源循環の取組を一体的に促進するため、**新たな認定制度の創設**等の措置を講じるもの。

# 循環経済は、資源循環と成長の好循環を目指す新たな経済の概念

- 循環経済への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵。

## 線形経済（リニアエコノミー）の限界

天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける大量の温室効果ガスの排出

資源枯渇  
資源採掘による環境負荷

廃棄による環境負荷  
(海洋プラスチック、有害物質等)

## 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

天然資源 → 効率的生産

- ・ 環境配慮設計
- ・ 再生材の利用
- ・ リデュース

- ・ リユース、シェア、サービス化など、高い利便性と効率化の両立

廃棄 ← 回収・リサイクル

効率的利  
用

- ・ 回収の拡大
- ・ 再生材の供給増、  
レアメタルの確保
- ・ 技術革新、品質向上

循環経済への移行に関する取組は、  
3 Rの取組を経済的視点から見て、  
資源循環を価値の源泉として  
捉えたものであり、  
循環型社会を形成する方策の一つ

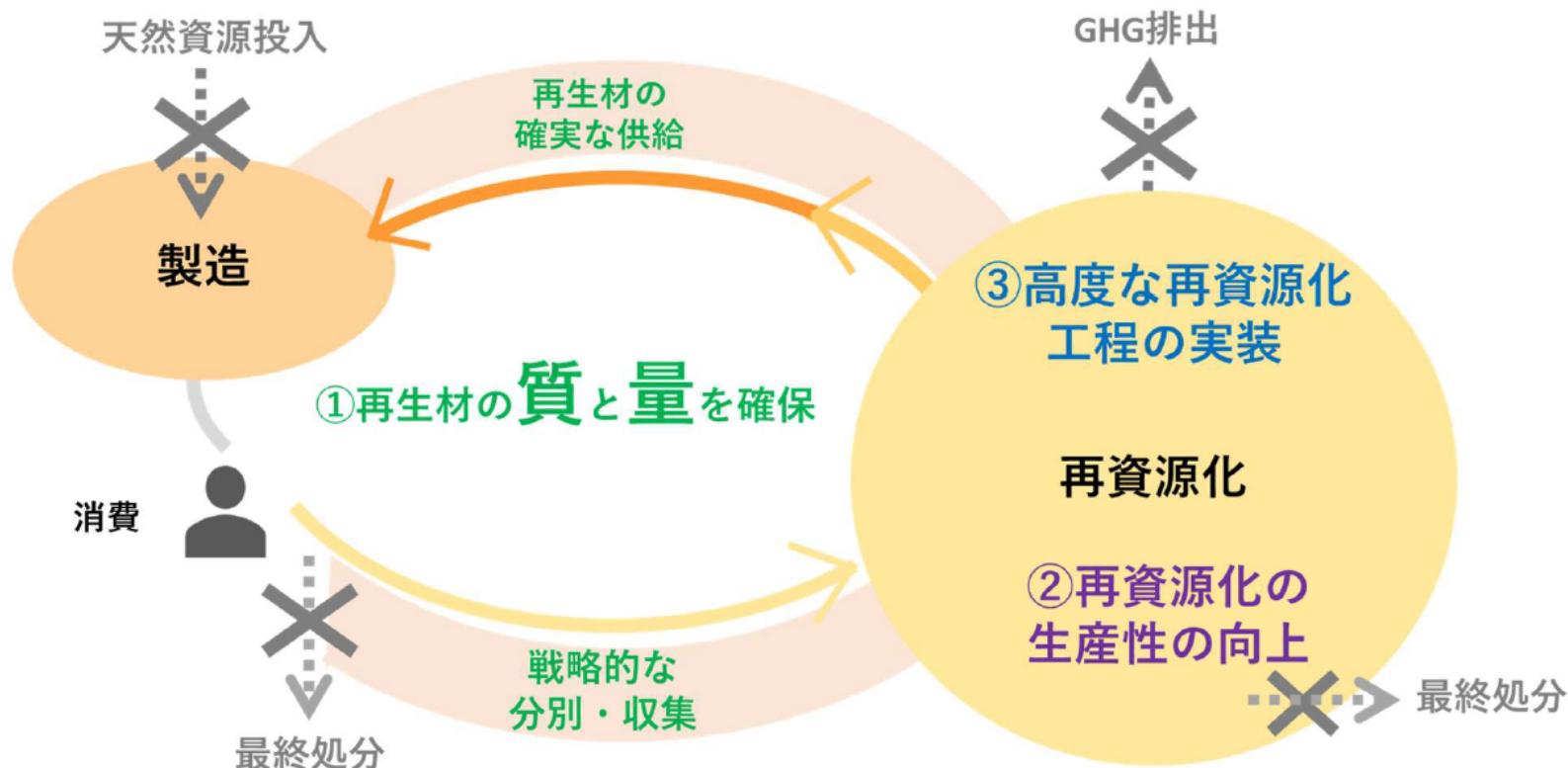
※2015年12月にEUがサーキュラーエコノミーパッケージにおいて打ち出した新しい用語。

※循環経済の定義については、UNEA（国連環境総会）など国際的な場においても議論されている。

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

# 法律の背景 資源循環産業のアップグレード

- これまでの廃棄物行政や既存の廃棄物処理法・個別リサイクル法は、主に懸念される廃棄物等の「適正処理」に力点を置いており、再生材の質・量の確保を推進する施策が不十分。そのため、製品製造業等が求めている高品質な再生材を安定的に供給できる事業が不足している。
- 製造事業者等が求める質・量の再生材の安定供給を実現することを目的に、資源循環産業をさらに発展させていくための第一歩として「再資源化事業等高度化法」を制定。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定**、特に処分量の多い**産業廃棄物処分業者**の再資源化の実施の状況の**報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設等**の措置を講ずる。

## 基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

## 再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に処分量の多い**産業廃棄物処分業者**の再資源化の実施状況の**報告・公表**



**再資源化の高度化に向けた全体の底上げ**

## 再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

### ※認定の類型（イメージ）

#### <①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

#### <②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

#### <③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

# 再資源化事業等高度化法の全体像

項目	対象	ポイント	施行日	
目的(第1条)	—	—		
基本方針(第3条)	国、地方公共団体、 廃棄物処分業者※、 事業者	・基本方針は告示で規定	令和7年 2月1日	
関係者の責務 (第4~7条)			令和7年 2月1日	
判断基準 (第8~10条)	廃棄物処分業者※	・判断基準は省令で規定 ・特定産業廃棄物処分業者※に対しては、 環境大臣は勧告・命令が可能	令和7年 2月1日	
認定制度 (第11~37条)	①高度再資源化事業 (第11~15条) ②高度分離・回収事業 (第16~19条) ③再資源化工程の 高度化(第20,21条)	左記を行おうとする者 左記を行おうとする者 左記を行おうとする者	・環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物 処理法の許可の特例が適用される ・認定の基準等は省令等で規定	令和7年 11月21日
	報告・公表 (第38~40条)	産業廃棄物処分業者	・特定産業廃棄物処分業者※は報告義務 (それ以外の産廃業者も任意報告可)	令和7年 11月21日
	その他 (第41~53条)	—	・財政措置、関連施策との連携、立入権 限、罰則 等	令和7年 11月21日

※(特定産業廃棄物処分業者)については次ページの補足を参照

# 補足（特定産業廃棄物処分業者について）

- 本法律中の「廃棄物処分業者」「特定産業廃棄物処分業者」の定義、要件は以下のとおり。

## 「廃棄物処分業者」(第4条)

一般廃棄物  
処分業者

産業廃棄物  
処分業者

事業者であって  
自らその産業廃棄物の  
処分を行う者

※埋立処分又は  
海洋投入処分を  
業として行う者を  
除く

## 「特定産業廃棄物処分業者」

- 産業廃棄物処分業者であって、その処分を行った産業廃棄物の量が政令で定める要件に該当するもの(第10条)

### <政令で定める要件(案)>

次の①、②のいずれかに該当すること

- ①当該年度の前年度において処分※を行った  
**産業廃棄物の数量が1万トン以上**
- ②当該年度の前年度において処分※を行った  
**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**

※再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く

- 「基本方針」や「関係者の責務」の対象

- 「判断基準」に関する勧告・命令の対象
- 「報告義務」の対象

# 補足（特定産業廃棄物処分業者について）

## <特定産業廃棄物処分業者の要件（政令）の考え方>

- 再資源化の実施の促進のためには、国内の産業廃棄物の処分量を広く設定することが望ましい。一方で、産業廃棄物処分業者は、従業員数10人未満の比較的規模の小さい企業が6割強を占めているため、勧告・命令及び報告義務の対象となることによる**産業廃棄物処分業者の負担も考慮する必要**。
- そこで、比較的規模の小さい企業を除く3割程度の企業を対象とする前提のもとで試算すると、**年間の産業廃棄物処分量が10,000トン以上の者が全体の約27%**で、**処分量全体の約93%を占めている**ため、これを要件とする。
- ただし、**廃プラスチック類**については、再資源化の実施の需要があるにも関わらず、容積に比して重量が軽いため上記要件では対象とならない者が多数出てくることを踏まえ、**別に要件を定めることとする**。
- 具体的には、上記要件と同様の考え方に基づき試算すると、**年間の廃プラスチック類の処分量が1,500トン以上の者が全体の約25%**で、**処分量全体の約89%を占めている**ため、これを要件とする。

## <政令で定める要件>

- 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。
- 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

※いずれも埋立処分・海洋投入処分した量はカウントに含めない

# 法の目的、定義

## (目的)

第一条 この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「再資源化」とは、廃棄物（…中略…）の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。

2 この法律において「再資源化事業等の高度化」とは、次の各号のいずれかに該当する措置を講ずることにより、再資源化の実施に伴う温室効果ガスの排出（…中略…）の量の削減の効果が増大することをいう。

- 一 物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再資源化事業（…中略…）の実施その他の再資源化事業の効率的な実施のための措置
- 二 廃棄物から有用なものを分離するための技術の向上その他の再資源化の生産性の向上のための措置
- 三 再資源化の実施の工程を効率化するための設備の導入その他の当該工程から排出される温室効果ガス（…中略…）の量の削減のための措置
- 四 前三号に掲げるもののほか、再資源化の実施に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資する措置

# 基本方針の概要①

## (基本方針)

第三条 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

### 一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向

- 適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生を前提とした上で、国民・消費者の協力を得つつ、産官学が連携して、質・量両面での資源循環の高度化を推進し、脱炭素化や自然再興、産業競争力強化、経済安全保障といった社会課題の解決、地方創生につなげることが重要
- 国・自治体・廃棄物処分業者・事業者の積極的取組により高度な資源循環を行い、その循環された資源を国内で活用することで、国内での資源確保につなげ、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が最小化された循環型社会を実現する

### 二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項（法で示した三つの方向性毎に定める）

#### ①再資源化事業の効率的な実施のための措置

- 製造事業者等と廃棄物処分業者が連携し、製品のライフサイクル全体で無駄のない資源循環を促進することや、連携に際しては、先進的な取組等を通じて培った高い技術力を一層効果的に活用することにより、市場に新たな価値を創出していくことが重要
- 動静脈で再生資源等の利用目標を共有しつつ、トレーサビリティを確保するために必要なデータ連携を実施することが重要

#### ②再資源化の生産性の向上のための措置

- 廃棄物分野に起因する主な温室効果ガスの排出源である焼却処分又は埋立処分を抑制するとともに、再生部品又は再生資源が天然資源等を代替することで、その投入や輸送に伴う温室効果ガス排出量を抑制することが重要であり、このためには、従来再資源化が困難であった廃棄物の再資源化を可能としていくことが必要
- 需給の逼迫が見込まれる金属や化石資源等を、資源循環により最大限有効に利用することも重要であるため、技術の向上等により、再資源化の生産性の向上を促進していくことが必要

#### ③再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減のための措置

- 國際的に製品のライフサイクル全体での温室効果ガスの排出量を評価する動きがあるなど、再資源化の実施を促進するのみならず、再資源化の実施の工程自体も脱炭素化していくことが重要

# 基本方針の概要②

## 二、再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項 に記載されている各主体の取組

国

- ✓ 製造事業者等と廃棄物処分業者（動静脈）の連携による資源循環を促進するため必要な措置を講ずるよう努める
  - 廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤の整備
  - 再生部品又は再生資源の利用拡大と安定供給、再生部品又は再生資源の品質に関する共通認識の醸成や研究開発の促進
  - 関係者の取組が進むよう連携が実現している先進的事例や地域の優良な取組事例の収集・発信
- ✓ 高度再資源化事業の認定により、先進的な再資源化事業を支援するとともに、製造事業者等と廃棄物処分業者のマッチングやトレーサビリティ確保など、情報の共有による主体間の連携強化のために必要な取組の一層の具体化を進める
- ✓ 高度分離・回収事業の認定による再資源化技術の向上を支援する
- ✓ 再資源化工程の高度化の認定や、認定の事例集を作成し周知することで、廃棄物処理施設の脱炭素化を促進する

地方  
公共団体

- ✓ 引き続き廃棄物処理法に基づく廃棄物の着実な適正処理等に重要な役割を果たす
- ✓ 資源循環を促進するよう地域における各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムの構築等必要な措置を講ずる
- ✓ 市町村は、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るよう努めるとともに、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進める

廃棄物  
処分業者※

- ✓ 循環資源の積極的な回収、再生部品又は再生資源の需要や再生部品又は再生資源利用率の把握、再資源化の実施状況の開示、再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等に努める
- ✓ 廃棄物から有用なものを適確に選別し、得られる再生部品又は再生資源の量を増加させるための技術の向上を図る
- ✓ 破碎から成形までの再資源化の実施の工程の合理化、廃棄物処理施設に脱炭素化に資する設備の導入、再資源化の実施に当たっての廃棄物処理施設の運転状況の改善等に努める

事業者

- ✓ 事業活動に伴って生じた廃棄物の分別・再資源化、製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施、製品への再生部品又は再生資源の利用とその情報発信、需要に応じた資源循環の促進に努める
- ✓ 廃棄物の処分を委託する際、性状等の情報提供など、得られる再生部品又は再生資源の量の増加に資するよう努める
- ✓ 廃棄物の処分を委託するに当たり、製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化の実施の工程の脱炭素化に資する廃棄物処分業者を選定するよう努める

国民  
消費者

- ✓ 各主体の取組を踏まえ、地方公共団体の定めたルールに従って行う適切な分別排出や資源回収、リユース品や修理サービスの活用など 資源循環の取組について理解を深めるとともに、再生部品又は再生資源利用製品の選択など、生活者としての主体的な意識改革や行動変容に努める

# 基本方針の概要③

## 三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等

- 処分を行う廃棄物量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標や循環型社会に関連する温室効果ガス排出量について、循環基本計画等と整合する目標を設定

項目	目標（2030年度）
①循環利用率	入口側：約19%　出口側：約44%
②資源生産性	約60万円/トン
③天然資源消費量	約11トン/人・年
④最終処分量	一般廃棄物：約3.2百万トン（2022年度比約5%削減） 産業廃棄物：約7.8百万トン（2022年度比約10%削減）
⑤温暖化効果ガス排出量	廃棄物部門由来：約29百万トン-CO <sub>2</sub> /年 循環経済への移行に関わる部門由来：約343百万トン-CO <sub>2</sub> /年

素材別の目標等	目標（2030年度）
・レアメタル、ベースメタル等	金属リサイクル原料：処理量を2030年度までに倍増 廃家電：4品目（廃エアコン、廃テレビ、廃冷蔵庫・冷凍庫、廃洗濯機・衣類乾燥機）合計の回収率70.9%以上（廃エアコンについては53.9%以上） 電子スクラップ（e-scrap）：2030年までにリサイクル処理量約50万トン（2020年比5割増） 小型二次電池：生産者による安全な回収及び再資源化の推進
・プラスチック	プラスチック資源循環戦略のマイルストーン：2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するよう目指すことや、2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）の倍増を目指す。 再生プラ：2030年度までに「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入するなど、市場ルールを形成。
・バイオマス	バイオマス活用推進基本計画の目標：2030年までに、バイオマスの年間産出量の約80%を利用すること
・土石、建設材料	建設廃棄物：建設混合廃棄物を含め建設廃棄物の再資源化を促進するとともに、適切に再資源化等がされるよう再生部品又は再生資源の新規用途の開拓や拡充等を促進する。 製造プロセス等における副産物：可能な限り有効利用を図る。

# 基本方針の概要④

## 四 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項

再資源化事業等の高度化のため、国は以下の取組を進めるものとする。

- 再資源化事業等の高度化の大前提となる生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するための、廃棄物処理法の順守による適正な処分の推進、関係法令の対応も含めた生活環境の保全上の措置が講じられた最終処分場の確保に必要な措置
- 審査・認定について全面的に国の責任で行うとした上で、地域の実情を把握している地方公共団体との緊密な連携
- 「循環経済パートナーシップ（J4CE）」や「サーキュラーパートナーズ（CPs）」など様々な主体間の連携を促進するネットワークを活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、様々な主体によるコミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進
- 廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持ち、また、作業における安全・安心の徹底、温室効果ガスの削減などによる環境への配慮、さらには地域社会や地域経済への貢献等を十分に意識して業務を遂行できる能力・知識を有する人材や資源循環の取組を牽引する人材の育成
- 災害時における災害廃棄物の徹底的な分別・再資源化を行うとともに、平常時から廃棄物処分業者が災害廃棄物の処理に積極的に協力することや都道府県が必要な支援を行うよう、関係法令の対応含めた処理体制の確保や必要な支援等の実施
- 國際的な資源循環ルール作りに積極的な貢献、法に基づく認定や評価を踏まえた国際的なルール作りや標準化
- 目標等の達成状況や資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策に資する情報を把握し、再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化の状況その他情勢の推移を踏まえた検討の実施（見直し）



# 判断基準

## 判断基準の策定

(第8条・第9条関係)

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとすること。
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとすること。

### ＜判断基準のイメージ＞

- 供給先の需要を把握し、**再生材の質・量を確保**すること
- 省エネ型の設備への改良や運転の改善を図ること
- 可能な範囲で**技術の向上**を図ること
- 目標を定め、**計画的に取組を進めること**

## 勧告・命令

(第10条関係)

- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者**※の**再資源化の実施の状況**が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとすること。  
※産業廃棄物処分業者のうち、年間の処分量が政令で定める要件に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合**において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるときは**、中央環境審議会の意見を聴いて、**その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができるものとすること。

- 
- 国が資源循環産業の**あるべき姿への道筋**を示し、**再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げ**。
  - 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者で取組が著しく不十分なものは、**産業全体の社会的評価が損なわれないよう、より強い措置を講ずる**。

# 判断基準の内容①

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p><b>【需要に応じた再生材の規格・量の把握】</b> (再生部品又は再生資源に対する需要の把握及び供給に関する事項)</p> <p>第二条 <u>廃棄物処分業者は</u>、処分を受託した廃棄物について、その再資源化の実施が可能であると判断した場合には、当該再資源化の実施に先立ち、<u>当該再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状に関する標準的な規格を参照するものとする。</u></p> <p>2 <u>廃棄物処分業者は</u>、前項に規定する場合において、物の製造、加工若しくは販売の事業を行う者の<u>再生部品若しくは再生資源に対する需要又は再生部品若しくは再生資源の供給先の情報を収集するものとする。</u></p> <p>3 <u>廃棄物処分業者は</u>、再資源化の実施に当たっては、その使用する廃棄物処理施設の処理能力から<u>供給が可能な再生部品又は再生資源の量をあらかじめ把握するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照</li><li>自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集</li><li>自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握</li></ul>
<p><b>【生産性を向上させる技術を有する設備の導入】</b> (技術の向上に関する事項)</p> <p>第三条 <u>廃棄物処分業者は</u>、再資源化の生産性を向上させる技術に関する情報を参考し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、その使用する廃棄物処理施設に<u>当該技術を用いた設備を導入するよう努めるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握</li><li>当該技術を有する設備の導入の検討</li></ul>

# 判断基準の内容②

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p><b>【省エネ型の設備への改良・運転の効率化】</b></p> <p>(温室効果ガスの量を削減するための設備の改良又はその運用の改善に関する事項)</p> <p>第四条 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設について、設備の入替えに当たっては、導入しようとする設備の再資源化の実施及び廃棄物の適正な処理のための機能がその導入前のものを下回ることがないよう留意しつつ、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図るものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、同一の設備に再資源化の実施の工程を集約するよう努めるものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設における設備について、その管理の基準を設定し、及び定期的に点検を行うなど、当該設備のエネルギー消費効率を改善又は維持するための措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>再資源化の工程を効率化する設備の導入</li><li>再資源化の工程の集約化の検討</li><li>保有する設備の運用について、管理基準の設定</li></ul> <p>例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等</p>
<p><b>【目標設定/目標達成に向けた計画的な取組】</b></p> <p>(再資源化の実施の目標の設定及び当該目標を達成するための措置に関する事項)</p> <p>第五条 廃棄物処分業者は、その処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、前項の目標を設定するに当たっては、技術的かつ経済的に可能な範囲で、法第三条第二項第三号に掲げる目標を勘案して設定するよう努めるものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、第一項の目標を達成するため、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給量の安定化を図るための措置並びに同項の目標の達成状況に関する継続的な自己評価及び当該評価を踏まえた改善措置など計画的に取り組むための措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定</li></ul>

# 判断基準の内容③

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p><b>【人材育成・研修・労働環境の改善】</b> (その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項)</p> <p>第六条 廃棄物処分業者は、適正な再資源化を実施する人材を育成するため、その従業員に対して、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性並びに法令遵守等に関する研修を実施するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、その従業員の労働環境を改善するための措置を講ずるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講</li></ul>
<p><b>【再資源化の実施状況の公表】</b> (その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表</li></ul>

# 報告・公表制度の概要①

## 再資源化の実施の状況の報告等

- ◆ **特定産業廃棄物処分業者**※は、**毎年6月30日**までに、**産業廃棄物の種類及び処分の方法**の区分ごとに、その前年度における、**処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量**を環境大臣に**報告**しなければならないものとしている。
- ◆ 特定産業廃棄物処分業者以外の事業者も、任意で報告いただくことが可能。
- ◆ 環境大臣は、報告された事項について**公表**する。

なお、本制度は令和7年度分の実績報告を行う令和8年の報告分においては柔軟な運用を予定

※ **特定産業廃棄物処分業者** (2025年2月1日施行)

- 一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。
- 二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

- ◆ 特定産廃処分業者は、もし報告した内容が公表されることにより、権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料する際は、代わりの率の公表に留める**権利利益の保護請求**をすることが可能。

# 報告・公表制度の概要②

- 産廃情報ネットにおける「さんぱいくん」等のように、報告はオンラインシステムでの入力等による方法を想定しており、現在そのシステムを制作中。
- 報告時には、報告義務のある項目とは別に、**任意で報告いただく項目や自由記述欄も用意**しており、報告者が世の中に**積極的にアピールしたい取組や内容を紹介**する役割にも期待。

<報告・公表制度のイメージ>							
報告必須項目							任意項目
社名	場所	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量	再資源化量	再生材の性状	自由記述
A社	●県▲市	廃プラスチック類	破碎等	1,000トン	1,000トン	PP70%、ペレット	
	●県△市		焼却	1,500トン	0トン	—	再資源化不適物のみ焼却
B社	□県○市	廃プラスチック類	破碎	10,000トン	4,000トン	骨材代替品	
C社	■県◇町	廃プラスチック類	約24% (権利利益の保護請求が認められた場合)				

循環経済に向けた**情報基盤の整備**と再生材を求める動脈産業との**マッチング創出**を期待

# 認定制度

類型	内容	許可の特例	ポイント
①高度再資源化事業 (第11~15条)	<u>需要に応じた</u> 資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の <u>収集、運搬及び処分</u> の事業	・業許可不要 ・再委託の特例 ・施設設置許可不要 等	製造業者が求める質・量の再生材を供給するため、広域的に収集・資源化する事業を促進
②高度分離・回収事業 (第16~19条)	廃棄物(告示で指定)から <u>高度な技術を用いた有用なものの分離</u> 及び <u>再生部品又は再生資源の回収</u> を行う再資源化のための廃棄物の <u>処分</u> の事業	・業許可不要 ・施設設置許可不要	最先端の技術を用いた再資源化について、国が最新の知見を踏まえ迅速に認定・知見を収集し、全国的に波及
③再資源化工程の高度化(第20,21条)	<u>廃棄物処理施設の設置者</u> であって、当該廃棄物処理施設において、再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の <u>当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入</u>	・施設の変更許可を受けたものとみなす	先進的な高性能設備について、国の認定を通じて導入を促進し、脱炭素と資源循環を加速

- 各事業を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、計画を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。
- 環境省HPに「申請の手引き」等を掲載 [https://www.env.go.jp/recycle/waste/page\\_01721.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html)
- 認定の審査に必要な調査のうち、認定の基準に適合しているかどうかの調査の一部を、環境大臣の登録を受けた者（登録調査機関）に行わせることができる。（第22~37条）

# 類型① 高度再資源化事業

## ＜類型① 高度再資源化事業＞

(第11条～第15条関係)

### 認定等

- ✓ 需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「**高度再資源化事業**」という。）を行おうとする者は、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「**高度再資源化事業計画**」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

### 廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、**廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度再資源化事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができるもの**とし、所要の規定を設けること。

### 事業のイメージ



例：ペットボトルtoペットボトル

出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023  
(PETボトルリサイクル推進協議会)



例：新幹線の部品を  
新幹線の棚にリサイクル

出典：JR東海ニュースリース  
([https://jr-central.co.jp/news/release/\\_pdf/000042059.pdf](https://jr-central.co.jp/news/release/_pdf/000042059.pdf))

- 製造業者が求める質・量の再生材を供給するため、特定の廃棄物を地方公共団体の区域をまたがって広域的に収集し、質の高い再資源化を実施する事業を促進。
- 地方公共団体ごとに必要となる廃棄物処理法の許可について、国による一括認定により迅速に実現。

# 類型① 高度再資源化事業のポイント

## 制度趣旨

廃棄物の合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の安定供給を行う事業計画を国が一括認定することにより、再生材を活用した循環サプライチェーンを構築する動脈連携事業の創出を促進

## 認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集・運搬又は中間処分の業」（再委託含む）や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスマート化（再委託に関する情報把握、収集・運搬者情報の管理、トレーサビリティ等）

## 対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業
- ✓ わが国の資源循環に資する事業に再生材を供給する事業
- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業

## 事業に求める要件例

- 再生材の大部分が供給される具体的な需要者（動脈事業）が確保されていること
- 取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- 腐敗性等のある廃棄物には、生活環境に影響のない措置が講じられていること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 責任分界点、管理体制が明確であること

※ 特定家庭用機器再商品化法の特定家庭用機器が廃棄物となったものは対象外

## 類型① 高度再資源化事業 独自の処理基準 (廃棄物処理法の処理基準と異なる基準)

### 独自の処理基準

- ✓ 高度再資源化事業の実施に支障を及ぼす物と混合しないような措置
- ✓ 積替え保管、処分に係る保管量、保管期間の基準を設けない
- ✓ 屋内で保管するなど、再資源化に適した性状で保管できるような措置
- ✓ 保管施設での火災防止措置



# 類型② 高度分離・回収事業

## <類型② 高度分離・回収事業>

(第16条～第19条関係)

### 認定等

- ✓ 廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「**高度分離・回収事業**」という。）を行おうとする者は、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「**高度分離・回収事業計画**」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度分離・回収事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

### 事業のイメージ



例：太陽光パネルの完全リサイクル

出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

### 廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、**廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施**し、又は**認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置**することができるものとし、所要の規定を設けること。



例：風力発電のブレードの解体

出典：環境省補助事業（プラスチック等資源循環システム構築実証事業）事業者取組資料（[https://www.jora.jp/wp-content/uploads/2024/04/pla2023\\_pamphlet.pdf](https://www.jora.jp/wp-content/uploads/2024/04/pla2023_pamphlet.pdf)）

- **最先端の技術を用いた再資源化**は、国内に事例が少なく、適正処理の妥当性を判断することは容易でないため、施設の審査に時間がかかる。
- 国が最新の知見を踏まえ迅速に認定するとともに、これらの先進事例に関する知見を蓄積し、同様の事業を全国的に波及。

## 類型② 高度分離・回収事業のポイント



### 制度趣旨

今後、再資源化事業の創出が必要と見込まれる特定の廃棄物を指定した上で、より高度な技術を用いて有用な再生材を回収する再資源化事業を促進

### 認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、廃棄物処理法に準じた基準ではカバーできない処理方法については、合理的な処理基準や施設基準

### 対象となる事業

- ✓ 告示で指定する廃棄物（まずは太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池を想定）
  - ・ 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの
  - ・ 現時点で有効な再資源化工程が確立、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在

### 事業に求める要件例

- ・ 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- ・ 周辺生活環境に影響がないこと
- ・ 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- ・ その他、必要に応じて廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

### 内容の基準

- ✓ 再資源化により得られるガラスの大部分が板ガラスの原料として使用できる品質を確保できること

### 独自の基準

- ✓ 廃太陽電池のガラスの性状の確認や管理が適切にできる
- ✓ 排ガス、排水による生活環境の支障が生じないような対策、水質検査の実施
- ✓ 火災の発生防止の措置、消火設備の設置
- ✓ 熱分離設備については後述の基準に適合すること

## 類型② 高度分離・回収事業 廃太陽電池の熱分離方法に関する告示

	焼却処理施設	熱分解処理施設	
		太陽電池 热分離事業（告示）	炭化水素油・炭化物生成事業（既存）
法的位置づけ	廃棄物処理施設（要・設置許可）	廃棄物の処分の用に供する施設（設置許可不要※）	
想定される処理	燃焼室に必要な量の空気（酸素）を加えながら、物を燃焼し無害化・減容化	燃焼させないように処理室に酸素を加えずに約400～500℃まで加熱し、EVA樹脂を分離 処理室に酸素を加えながら約400～500℃まで加熱し、EVA樹脂を分離・酸化促進	酸素を入れないことで物を燃焼させずに加熱し、炭化水素油又は炭化物を生成
流入空気の規定	空気取入口及び煙突以外に焼却室と外気との接続なし 必要な空気量の供給が可能	特に規定を設けない	分解室内への空気の流入を防ぐ
処理室内能力	燃焼ガスの必要な温度の維持	必要な温度の維持	必要な温度及び圧力の維持
排ガス処理	<廃棄物の燃焼処理能力> 800℃以上 2秒以上滞留可 200℃以下に冷却可能  排ガスを生活環境保全上の支障が生じないようにする排ガス処理設備（高度な機能を有するもの）が設けられていること	<生成ガスの燃焼処理能力> 800℃以上 2秒以上滞留可  排出口から黒煙の排出なし  排ガスを生活環境保全上の支障が生じないようにする排ガス処理設備が設けられていること	高い生成効率事業以外は、生成ガスを燃焼させない方法で処理すること 燃焼させる場合は排出口から黒煙が排出されないこと  生成ガスは生活環境保全上支障が生じないように処理し排出すること
大気汚染物質の基準と測定	【基準】ダイオキシン類：0.1～5.0ng/m <sup>3</sup> 、CO：100ppm （+大防法におけるばい煙規制）  【測定】ダイオキシン類：年1回、ばい煙量・濃度：6か月に1回、CO：連続測定	【基準】・【測定】 廃棄物焼却施設が満たすべき排気ガスの濃度や測定頻度を満たすこと + 生成ガスの中に生じうるフッ化水素についても、排気における合理的な自主基準を設けること	特に規定なし

※ 一般廃棄物の処理能力が5トン/日以上あるごみ処理施設を除く

- 今後、類型②において指定する廃棄物・再資源化事業別に、**廃棄物処理法に準じた基準でカバーできない場合**には、同様に**合理的な基準**を検討・策定していく

# 類型③ 再資源化工程の高度化

## <類型③ 再資源化工程の高度化>

(第20条・第21条関係)

### 認定等

- ✓ 廃棄物処理施設の設置者であって、当該廃棄物処理施設において再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入（以下「再資源化工程の高度化」という。）を行おうとするものは、再資源化工程の高度化に関する計画（以下「再資源化工程高度化計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができるものとすること。

### 事業のイメージ



### 廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入については、廃棄物処理法の許可を受けたものとみなすものとすること。

例：AIを活用した  
高効率な再資源化

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

- 廃棄物処理施設への先進的な高性能の設備導入は、国内に事例が少なく、その妥当性を判断することが容易ではないため、導入が進んでいない。
- 国の認定を通じて設備導入を促進し、脱炭素と資源循環を加速。

## 【概要】類型③ 再資源化工程の高度化のポイント

### 制度趣旨

既に設置されている廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備の更新等を促進

### 認定事業の特例

- ✓ 認定計画に基づいて行う、既に設置されている廃棄物処理施設の変更について、廃棄物処理法の変更許可とみなす

### 事業に求める要件例

- 申請者が、既存制度で推奨・求めている取組を実施していること（優良産廃処分業者の取得、多量排出事業処理計画）
- 高度化法で定めた判断の基準に係る取組を実施していること
- 定量的指標（GHG）評価

※ 廃棄物処理施設の変更に係る特例のみで、処分業の変更に係る特定はない

# 再資源化事業等高度化法認定制度と廃棄物処理法許可の各基準の比較

	廃掃物処理法	再資源化事業等高度化法	
		類型① 高度再資源化事業	類型② 高度分離・回収事業
事業内容の基準	-	高度な再資源化事業に係る ①再生材の安定供給、 ②トレーサビリティの確保 等の独自基準	高度な分離・回収技術に係る <b>再資源化の生産性の向上</b> 等の独自基準
廃棄物処理施設 技術上の基準	廃棄物処理施設が満たすべき 構造等の基準	廃棄物処理法と同等 +高度な再資源化に 資する構造	廃棄物処理法と同等 +高度な分離・回収に 資する構造
廃棄物処理施設 維持管理基準	廃棄物処理施設が満たすべき 維持管理に係る基準	廃棄物処理法を適用	廃棄物処理法を適用
申請者の基準	欠格事由に該当しないこと	廃棄物処理法と同等	廃棄物処理法と同等
廃棄物処理施設及び 申請者の能力の基準	事業を的確に、継続して行うに 足りるものとして定める基準	廃棄物処理法と同等	廃棄物処理法と同等
廃棄物の 処理基準	廃棄物処理（収集運搬、処分 (それぞれ保管含む)）に おいて満たすべきの基準	一廃：廃棄物処理法を適用  産廃：廃棄物処理法と同等 +①事業内容の証明方法、 ②廃棄物の保管方法 等の独自基準	一廃：廃棄物処理法を適用  産廃：廃棄物処理法と同等 +対象廃棄物ごとの高度な 分離・回収技術に特化した 独自基準

※ 類型③再資源化工程高度化事業における各基準は廃棄物処理法の規定による。

# 認定申請の事務手続きの流れについて



任  
意

## 事前相談

申請事業者の手続きのスムーズ化や事務負担軽減等を目的に、申請を想定する事業計画の概要や必要提出書類等について、事前に確認・相談等を行う機会を設けるもの。法的なプロセスではなく活用は任意であり、当然、審査判断等に影響しないものの、上述の観点から可能な限り推奨。

## 申請受付

申請書及び必要書類一式の提出（紙・オンライン）

法  
定  
審  
查

## 1次審査

申請書及び必要書類一式について、必要項目の記載や添付書類の過不足等、形式上の要件への適合を事務的に審査。  
必要に応じて、申請書類の補正を求める等対応。

## 2次審査

申請事業計画が、法的・技術的な観点を踏まえ、各基準・要件を満たしているか総合的に審査。廃棄物処理施設の新設等が計画される場合には、必要に応じて現地調査等も実施。

## 認定判断

審査結果等を踏まえ、認定の可否を判断。

## 通知・連絡

認定審査の結果を関係者に通知・連絡。

審  
査  
後

## 認定後の監督指導

認定事業において、予定されていた廃棄物処理施設が新設された際は、必要に応じて、立入検査等を実施。

## ○事業者様向け説明会

地域ブロック毎に事業者様を対象とした説明会を開催予定です。

日時：法の全面施行後の2025年11月から2026年2月の間に開催予定

開催形式：実地+YouTubeによる同時配信

全国14ヶ所で開催  
岐阜では12月23日(火)に開催予定(実地のみ)で、申込〆切は12月18日(木)

## ○都道府県産業資源循環協会による研修会・勉強会等

## ○関連情報専用ページ

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法） | 環境省

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/page\\_01721.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html)

## ○専用コールセンター

電話番号 03-6759-6027

Eメール：[circular@sanpainer.or.jp](mailto:circular@sanpainer.or.jp)

お問い合わせ可能時間：平日の午前9時30分から午後5時30分  
(ただし、12時から13時 及び 以下の日にちを除く。

令和7年12月29日(月)～令和8年1月2日(金))

## 廃棄物 処分業者

- ✓ 判断基準に基づき、技術的・経済的観点等を踏まえた上で、
  - ・ 供給できる再生材の需要や再生材利用率の把握
  - ・ 再資源化の実施状況の開示
  - ・ 再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減
- 等といった再資源化事業の高度化に向け、できることから実施してもらうこと。
- ✓ 新たな再資源化事業の実施や既存施設での設備更新等を行う際においては、審査基準と照らし合わせた上で、認定制度の活用も検討いただくこと

## 事業者

- ✓ 製造業・卸売り業等におかれては、
  - ・ 製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施
  - ・ 製品への再生材の利用とその情報発信
- 等に努めてもらうこと
- ✓ 廃棄物排出者におかれては、廃棄物の処分を委託する際に、
  - ・ 再資源化がしやすいように廃棄物の性状等の情報提供
  - ・ 製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化等による脱炭素化に資する廃棄物処分業者を選定
- 等に努めてもらうこと

## 地方 公共団体

- ✓ 地域における資源循環を促進するコーディネーター役として、地域の資源を活用した資源循環システムの構築、連携促進等必要な措置を講ずること
- ✓ 廃棄物排出者として、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るよう努めるとともに、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進めること

## 2. 廃棄物処理法等の点検・見直しの状況について

- 現行の有害使用済機器保管等届出制度の点検を含む資源循環の推進に向けた取組や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に関する廃棄物処理法等の制度の点検・見直し等を行うため、「**廃棄物処理制度小委員会**」が令和6年12月に設置された。
- 計6回開催された小委員会においては、
  1. 不適正ヤード問題への対応(平成29年廃棄物処理法改正法附則に基づく検討)、
  2. 処理期限以降に覚知されたPCB廃棄物の適正処理の確保の仕組み、
  3. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する制度の点検・見直し

(平成27年廃棄物処理法等改正法附則に基づく検討)

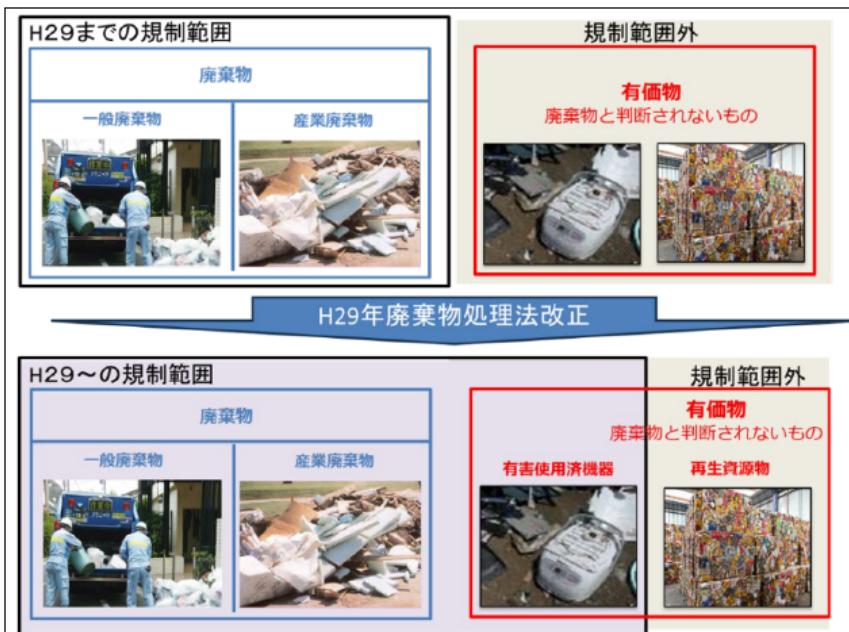
について検討を重ね、令和7年6月24日に**中間取りまとめ**が行われた。
- 今後、中間取りまとめを踏まえ、さらに必要な制度的措置の具体化を検討する予定(直近の第7回小委員会は令和7年10月8日に開催)。

# (1) 不適正ヤード問題への対応について

## 不適正ヤードをとりまく現状



- ① 平成29年、廃棄物処理法の改正により、**有害使用済機器保管等届出制度**が創設され、当該機器の保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられた。
- ② 本制度の対象となる機器は、**家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）**としているが、一部地域で、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。
- ③ このような環境問題に対して、一部の自治体において、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる**再生資源物の保管に関する規制条例**が制定されている。



### <都道府県>

- ア 滋賀県：滋賀県金属屑回収業条例（昭和31年12月25日）
- イ 兵庫県：産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年3月17日）
- ウ 鳥取県：鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成28年4月1日）
- エ 千葉県：千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年4月1日）
- オ 茨城県：茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和6年4月1日）
- カ 山梨県：山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（令和6年7月1日）
- キ 埼玉県：埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和7年1月1日）
- ク 福島県：福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和7年1月1日）

### <政令市>

- ア 名古屋市：名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成16年7月1日）
- イ 千葉市：千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年11月1日）
- ウ さいたま市：さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年2月1日）
- エ 越谷市：越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年7月1日）

再生資源物の規制条例 ※（ ）は施行日

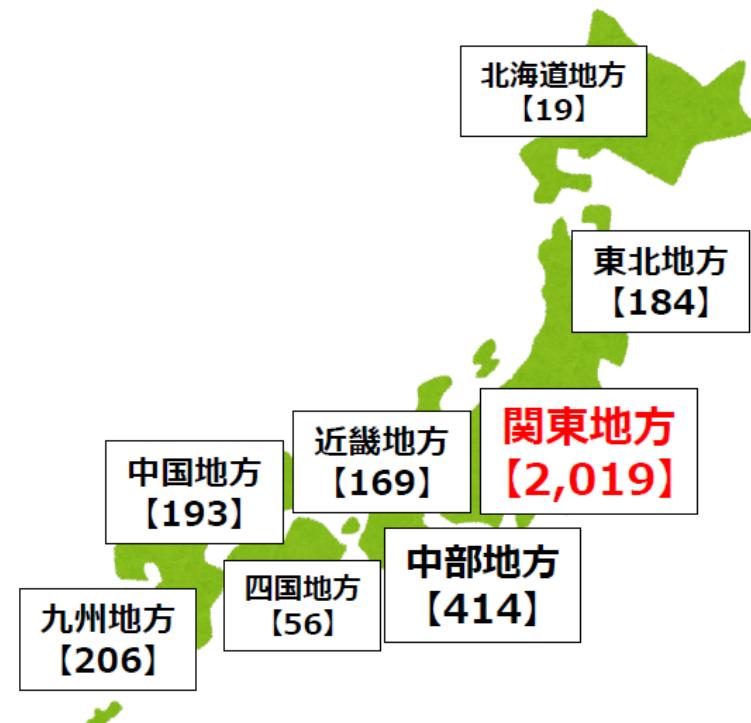
## 【調査概要】

1. 生活環境保全上の支障が生じている「ヤード」の実態を把握し、現行規制に対する見直しを検討するため全国の自治体に向けて調査を行った。
2. 調査対象自治体：都道府県(47)、政令市（82）… 計129自治体
3. 調査対象期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日
4. 回答率：100%
5. 調査項目：事業場の件数、再生資源物の保管等の実態、生活環境保全上の支障の発生状況 等

## ① 事業場の件数

1. 再生資源物の保管等を行っている事業場数は、**3,260**であった。（有害使用済機器保管等届出件数（612）を除く。）
2. 地域別には**関東地方の事業場数が最多で2,019**であった。（地方環境事務所の管轄地域で区分）

- ▶ 把握自治体数は、都道府県で47の内41、政令市で82の内41（合計：129の内82）であった。
- ▶ 地域別には、**関東地方は管内の事業場を把握している自治体が多かった**。一方、近畿地方や九州地方は管内の事業場を把握している自治体が少ないとから、更に多くの事業場が存在している可能性はある。



▶ **再生資源物保管等事業場の把握数**

## 自治体に対する実態調査の概要②

### ② 再生資源物の保管等の実態について

1. 再生資源物保管等事業場では、雑品・金属スクラップ、プラスチック製品、鉛蓄電池、ガラス・コンクリート、陶磁器製品、木製の製品、リチウム蓄電池、ゴム製品等の多種多様な物品が保管等されている。
2. 一般家庭から解体業者まで仕入れ元は幅広く、海外に搬出されているものもある。

▶ 再生資源物保管等事業場では、現行制度の規制対象外の物品（有価物）が保管等されている。また、海外の商社や卸売業者、リユース業者に搬出されている。

### ③ 生活環境保全上の支障の発生状況

1. 有害使用済機器保管等届出事業場では、22の事業場において24件の支障発生があった。一方、再生資源物保管等事業場では、165の事業場において211件の支障発生があった。
2. 再生資源物保管等事業場では、支障の種類として、騒音・振動（87件）が最も多く、次いで飛散・流出（44件）、火災（27件）であった。

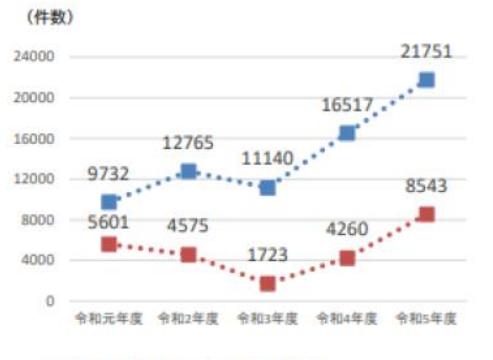
▶ 一部の再生資源物保管等事業場では、生活環境保全上の支障が発生しており、有害使用済機器保管等事業場よりも支障発生割合が高い。また、事業場数が多い自治体の一部においては支障を把握していないため、問題が深刻化する可能性はある。

### ④ 再生資源物保管等事業場における使用済鉛蓄電池及び使用済リチウム蓄電池の取扱状況

1. 使用済鉛蓄電池の解体によって、廃液の場外流出に起因する排水の鉛の環境基準超過、周辺水路のpHなどの水質悪化が報告された。
2. 使用済鉛蓄電池の精錬によって、悪臭の発生や処理水の鉛の基準超過が報告された。
3. 使用済リチウム蓄電池を原因とする生活環境保全上の支障として火災との回答があった。
4. 屋外保管を行っている再生資源物等に使用済リチウム蓄電池が混在している事案があり、重機により、ぞんざいに扱われることにより破損し、ショートしている可能性があるとの回答があった。

# 使用済みとなったリチウム蓄電池等への対応

- 使用済みとなったリチウム蓄電池及びリチウム蓄電池使用製品がヤードや廃棄物処理現場で破碎等で衝撃が加わった際に発火し、火災事故が頻発している（市町村の廃棄物処理施設等で約2万件発生：R5年度）
  - ・適切に分別されず、他の家庭ごみや産業廃棄物に混入されることも原因の一つ
  - ・発火の発生品目としては、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレス掃除機、スマートフォン、電気かみそり等が多い。
  - ・発火事故による自治体の廃棄物処理施設の被害総額は年間約100億円とも推計されている



市町村の廃棄物処理現場における火災発生件数推移



## 今後の対策

### ＜市町村における分別回収の取組強化＞

- 令和7年4月に環境省が発出したリチウム蓄電池の適正処理に関する通知の着実な実施

### ＜製造事業者等における取組強化＞

- 改正資源有効利用促進法に基づく、製造事業者等による指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の着実な実施

### ＜排出事業者責任等に基づく取組強化＞

- 産業廃棄物の委託契約におけるリチウム蓄電池等の含有の有無を明確にするための仕組み等の検討
- 他の廃棄物等と区分した収集運搬や保管基準の検討

### ＜その他の取組＞

- 経済安全保障・産業競争力強化への貢献のため、回収したリチウム蓄電池等からの有用金属等の資源循環の推進
- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン・月間を通じた周知啓発の強化（シンポジウムの開催、LiBパートナーと連携した取組等）



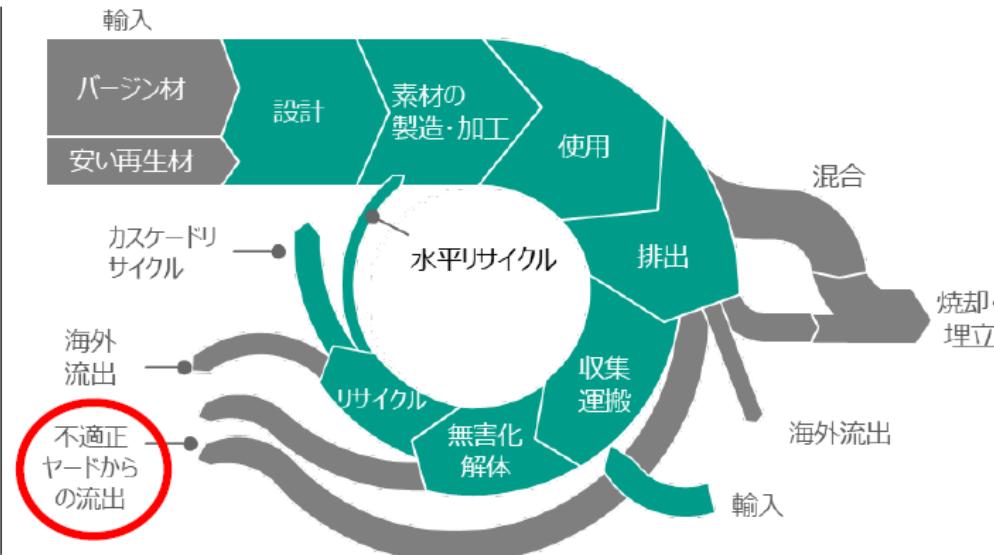
# 再生材供給のサプライチェーン強靭化の推進

- 令和6年度から、「資源循環ネットワーク形成・拠点構築に向けた調査事業」において、主要な循環資源(12カテゴリー)を対象に、**我が国における再生材供給のサプライチェーンの強靭化に向けた課題やニーズの洗い出し・課題解決策を検討するためのケーススタディを実施している。**
- 本調査事業に係る有識者検討会(非公開)では、これまでに、下記のような事項が指摘されている。
  - ・ 不適正ヤードの規制を通じて、これにつながる商流を断ち、**公正な競争環境を整備するとともに、適正かつ競争力のあるリサイクルを実現する新たなサプライチェーンを構築することが必要。**
  - ・ 再生材の原料となる循環資源の大規模な収集を可能とする物流網の強化（ネットワーク形成）と適正かつ競争力のあるリサイクルを実現する再生材製造拠点の構築が必要。
  - ・ 特に、金属スクラップ類など、有償で取引されていることから、不適正ヤード問題の影響を強く受ける循環資源について、商流の実態把握や適正処理可能な施設で集約的な処理を進めるための検討が必要。

<12カテゴリー> 廃プラスチック、鉄スクラップ・シッピリサイクル、アルミスクラップ、e-scrap、有機系廃棄物（廃食用油）、使用済み自動車、使用済みリチウムイオン電池、使用済み太陽光パネル、使用済み風力発電設備、複数の循環資源の組み合わせ（北九州市・室蘭市）

## 国内資源循環の現状イメージ

複数の阻害要因により、循環のループが次第に細くなっていると考えられる。



## <調査における今後の課題>

- ・ 循環資源の排出後、不適正ヤードに持ち込まれるまでの商流の実態を把握するための調査
- ・ ヤード規制強化後の受け皿となりうる、適正リサイクルが可能な施設の立地に空白地帯が存在していないかなど、サプライチェーンの現状分析
- ・ 有価物について、適正リサイクルが可能な施設での処理指針の検討（リチウムイオン電池などを想定）

# 中間取りまとめの概要①

## I. 不適正ヤード問題への対応

廃棄物又は有害使用済機器に該当しない雑品スクラップや廃鉛蓄電池等の不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障が生じていることを受けて、これらの適正な処理を確保するための全国で統一的な法制度の創設が必要。

### ① 制度の対象となる物品

- ・ 廃鉛蓄電池等の個々の物品に鉛等の有害物質が含まれ、その不適正な保管・処理により生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものと、金属スクラップや雑品スクラップ等の一定程度集積して保管・処理されることにより生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものを対象とする。
- ・ 物品が混在して保管されている様態やリチウムイオン電池を内包している等の物品の性質等を踏まえながら対象物品を精査し、包括的な定義付けを検討。

### ② 制度の内容

- ・ 制度対象物品のそれぞれの性質に応じて、どのような制度を導入すべきか検討。
- ・ 例えば、事業者の能力や保管・処分時の設備の構造、処分方法等の基準の検討。
- ・ 特に、有害物質を含む廃鉛蓄電池等は、生活環境保全上の配慮がなされた一定の要件を満たす事業場でのみ解体等を行うことができる仕組みの検討。
- ・ 実効性の高さや実務面での手続の負担、条例の制定状況や自治体からの要望等を総合的に考慮の上、適切な手法を検討。
- ・ 本来の業務に付随して一時的な保管を行う場合等、適切な環境保全対策が講じられている場合に過度な負担とならないよう配慮。

# 中間取りまとめの概要②

## ③ 適正処理の確実性を高めるための措置

- 制度対象物品の受入れや処分に係る日付や数量等について、帳簿への記載を義務付けること等により、トレーサビリティの仕組みを構築。

## ④ 適正処理の確保により、不適正輸出を防止するための仕組み

- 廃鉛蓄電池等について、国内処理原則を適用して国内での適正な処理を確保するとともに、輸出に当たっては環境大臣の確認を制度化。

## ⑤ 制度の実効性を高めるための措置

- 有害使用済機器保管等届出制度と比べて罰則を強化すること等により、不適正な処理等を実効的に抑止。



## (2) PCB廃棄物に係る対応について

### ポリ塩化ビフェニル(PCB)とは

- 水に不溶、難分解性、化学的安定性、絶縁性、高沸点性を有する
  - 人の健康・環境への影響
  - 有害性が確認、広範に環境中に残留

## 主な用途

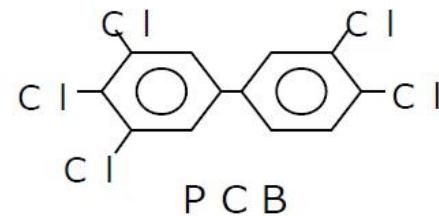
- 高圧トランス（変圧器：発電所、工場・ビルの受電設備、鉄道車両等）
  - 高圧コンデンサ（送配電網、工場・ビル受電設備、工場等の省エネ設備）
  - 低圧トランス・低圧コンデンサ（家電製品や工場設備の部品等）

## JESCOでのPCB廃棄物処理の経緯

- 昭和43年カネミ油症の発生により社会問題化
  - 昭和47年から製造中止
  - 長期にわたる保管（多くの民間処理業者が処理施設の立地を試みたが地元の理解が得られず、処理実現に至らなかった。）
  - 保管中にP C B 廃棄物が紛失し、環境を汚染することが懸念された。

## 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約との関係

- 一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域（北極圏等）への汚染の拡大等を背景として、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）が平成16年5月に発効。
  - 同条約では、PCBに関し、令和7年までの機器内における使用の廃絶、令和10年までの適正な管理が求められており、我が国は平成14年8月に同条約を締結。



## PCB廃棄物の濃度区分に応じた現行の処理体系



# ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理事業

- 2001年（平成13年） PCB特措法成立
- 2004年（平成16年） 高濃度のPCB廃棄物については、国が主導し、全国5か所（北九州、大阪、豊田、東京、北海道（室蘭））にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設を施設立地自治体のご協力をいただき、順次設置し、処理が開始
- 2010年（平成22年） 廃棄物処理法に基づく無害化認定制度開始  
低濃度のPCB廃棄物については、民間による無害化認定施設（焼却、洗浄）において処理が開始
- 2014年（平成26年） JESCO処理施設の処理期限の延長
- 2016年（平成28年） PCB特措法等の改正  
(使用中の高濃度PCB使用製品の期限内の処理を義務化など)
- 2024年（令和6年3月） JESCO北九州・大阪・豊田事業所における高濃度PCB処理事業を終了
- 2024年（令和6年8月） 北海道（室蘭）の対象エリアに、令和5年度末で処理事業を終了した西日本（北九州・大阪・豊田）を追加し、東京と北海道（室蘭）の2か所体制へ変更（処理期限は令和8年3月で変更なし）
- 2026年（令和8年）3月 JESCO室蘭・東京事業所での高濃度PCB処理事業終了
- 2027年（令和9年）3月 低濃度PCB廃棄物の処理期限



JESCO北海道PCB処理事業所（北海道室蘭市）  
左：プラズマ溶融施設、右：化学処理施設

# PCB特措法と廃棄物処理法等との関係性

- 高濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく民間の対応で処理できず、長期間保管することとなったことから、PCB特措法を制定し、PCB廃棄物の保管、処分等の規制等、国主導で処理体制の整備（JESCO事業）により、確実かつ適正な処理を推進し、PCB特措法に基づき届け出られている高濃度PCB廃棄物のほとんどを処理した。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCBの製造・使用が禁止された後に、絶縁油（再生油）の製造工程、輸送工程などで非意図的にPCBが混入した絶縁油等を使用している製品が対象であり、PCB濃度分析を行わないと判別が難しいことから、処分期間後も廃棄物として覚知される可能性が高い。
- POPs 条約で求められているPCBの令和10年までの適正な管理を実現するため、各法の役割を見直しつつ、処分期限後に覚知されるPCB廃棄物を適正に処理するための仕組みへと見直す。

## ●これまで

廃棄物処理法の規制に加え、特措法により保管、処分や行政代執行などを規定。**処理体制の整備**と処理そのものを**処分期間内に確実に行わせるための特別な規制**を実施。



### ●廃棄物処理法

PCB廃棄物を処理する際の業の許可、施設設置許可、処理基準、無害化認定制度等について規定することで、PCB廃棄物の処理の際の生活環境の保全を図る。

## ●今後

PCB廃棄物の処理が大きく進展したこと、**取り巻く状況が立法時と比べて大きく変化**。しかし、今後もPCB廃棄物が覚知される恐れがあるため、適正処理のための制度は必要。

※JESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業も令和8年3月をもって終了。



### ●中間貯蔵・環境安全事業株式会社法 (JESCO法)

JESCOがPCB廃棄物の処理に係る事業等を行うことを規定。

# 高濃度PCBに係る規制内容の課題等

## 課題

- 高濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく民間の対応で処理できず、長期間保管することとなったことから、PCB特措法を制定し、PCB廃棄物の保管、処分等の規制等、国主導で処理体制の整備（JESCO事業）により、確実かつ適正な処理を推進してきたことで、PCB特措法に基づき届け出られている**高濃度PCB廃棄物の処理を完了できる見込み**。
- 今後、建物解体等により高濃度PCB廃棄物や高濃度PCB使用製品（照明器具用安定器や機器に内蔵された小型コンデンサー等）が、**新たに少量ずつ散発的に発見される可能性がある**。

## 取組の基本的な方向性

- 少量ずつ散発的に発見される可能性のある高濃度PCB廃棄物を確実に処理するため、発見後に**届出を行い一定期間内の処理を行うことの義務付ける**。
- 無害化処理認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加し、**無害化処理制度を活用した新たな処理体制の整備や、前処理技術の確立**を目指す（告示等による対応）。

主要な制度的措置の検討対象	検討の内容
PCB特措法第10条	期間内の処分 ⇒JESCOを想定した期間の考え方を、今後の高濃度PCB廃棄物の早期かつ確実な処理の考え方へ改正
廃棄物処理法告示（令和元年36号）	無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物の追加（高濃度PCB廃棄物）
廃棄物処理法告示（令和3年51号）	無害化処理の内容等の基準等の追加 ⇒高濃度PCB廃棄物の前処理方法の追加等

# 低濃度PCBに係る規制内容の課題等

## 課題

- 低濃度PCB廃棄物はPCB特措法に基づき**令和9年3月末までに処分が義務付け**られている。
- しかし、令和9年3月の処理期限以降も使用中の低濃度PCB使用製品及び同疑い製品（以下、低濃度PCB使用製品等という）について、ストックホルム条約に定める環境上適正な管理及び適正処理を確実に実施する必要がある。
- 現在、**低濃度PCBを含む使用製品には規制がなく**、処理期限以降に、使用機器の寿命等により不要となった低濃度PCB使用製品が、新たな廃棄物として発生することが見込まれ、その適正処理の確保が課題。

## 取組の基本的な方向性

- 新たに発見され、または低濃度PCB使用製品等が不要となった**低濃度PCB廃棄物**を確実に処理するため、**届出を行い一定期間内の処理の義務付ける**。
- ストックホルム条約の環境上の適正な管理遵守を履行するため、**使用中の低濃度PCB使用製品等**からのPCBの飛散流出を防止するために、**管理の強化や廃止後の廃棄までのトレーサビリティの確保**する。

主要な制度的措置の検討対象	検討の内容
PCB特別措置法 (低濃度PCBの規定を新設)	低濃度PCB使用製品等の届出制度や管理基準や、令和9年4月以降の低濃度PCB廃棄物の早期かつ確実な処理を履行する仕組み等

## 課題

- 公共インフラの橋梁等や工場のタンク等の使用中の設備等の表面に防錆用のPCB含有塗料が施工された塗膜について、低濃度PCB使用製品等の新たな規制導入を検討する際に、設備自体の機能が維持されれば厳格な管理を適切に行うことで使い続けることができる塗膜の特性を考慮した制度設計が必要である。

## 取組の基本的な方向性

- 当該PCB含有塗膜について、**これらの建築物・設備の補修・更新の際に併せて、その処理を計画的に進めるための措置を導入**する。

## 見直しの方向性

### 【届出制について】

- 当該建築物や設備等を有する者（国、自治体、特定業種企業等）に対して、**低濃度PCB含有塗膜等の管理や廃棄の見込み等の状況について届出を義務付ける。**



橋梁



鋼製タンク



石油貯蔵タンク



ガスタンク

# 中間取りまとめの概要

## II.PCB廃棄物に係る対応

高濃度PCB廃棄物の継続的な処理体制の確保とともに、低濃度PCB含有製品等にかかる管理の強化が必要。

### ① 高濃度PCB廃棄物の新たな処理体制の確保

- ・ 実証試験の結果を踏まえ、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加するとともに、前処理設備の考え方を追加。
- ・ 新たに発見された高濃度PCB廃棄物は都道府県知事への届出を義務付け（現行ルールの継続）。特例処分期限等は廃止。発見後一定期間内の処分委託等の義務付けを検討。

### ② 低濃度PCB含有製品及び同疑い製品等に係る管理制度の創設

- ・ 低濃度PCB含有製品等の管理の状況について、都道府県知事への届出を義務付け。廃棄の際には一定期間内の処分の委託を義務付けを検討。

### ③ 事務の見直し等

- ・ 都道府県によるPCB廃棄物処理計画、保管及び処分の状況の公表義務を廃止。また、JESCO法の関係規定を見直す。

# (3) 災害廃棄物への対応について

- 平成27年廃棄物処理法改正等により、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するための法整備が行われた。
- その後、自治体における災害廃棄物処理計画の策定等の平時の備えを進めるとともに、令和6年能登半島地震をはじめ、毎年発生する災害廃棄物へ取組・対処を実施してきた。
- 今般、災害廃棄物対策推進検討会において、上記事項について点検等を実施し、「今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」についてとりまとめた。

## 廃掃法及び災対法の一部改正(平成27年改正)

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

#### 平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、  
▶災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化  
▶国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化  
▶国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

#### 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)  
災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、  
▶市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化  
▶産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

## 災害対策基本法の一部改正

### 大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

### 大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害※の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行ひがたい市町村に代わって、環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができるようとする。

※ 著しく異常かつ甚甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止するに特に必要と認められるもの（東日本大震災やそれを超える規模の著しい激甚な非常災害の場合等）

## 今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性（令和7年3月、災害廃棄物対策推進検討会）

- 3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実
- 3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立
- 3-3 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立
- 3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立
- 3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立
- 3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実
- 3-7 制度的対応

これまでの議論等も踏まえ、制度的措置を以下の3点に整理

- ①公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の確立
- ②一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備
- ③廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例措置の創設

# 中間取りまとめの概要

## III. 災害廃棄物への対応

自治体内で体制を確保するとともに、マンパワーやノウハウが不足する状態にあっても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理ができるよう、平時の一般廃棄物処理と連動させつつ、発災時における災害廃棄物処理の実効性を高める仕組み等の構築が必要。

### ① 公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の規定整備

- 公費解体工事や廃棄物処理に係る事務等の全部又は一部について、横断的に調整支援する専門支援機能(機関)に関する規定を整備。災害廃棄物処理計画の策定・改定等の自治体の平時の備えについても同機能(機関)が支援を行う規定を整備。

### ② 災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備

- 市町村が策定する一般廃棄物処理計画の規定事項に、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加。災害支援協定の締結を自治体の努力義務とともに、同協定に基づき委託を受けた民間事業者に対する災害時の委託基準の合理化等の特例措置を創設。
- 産業廃棄物の処理施設において、同協定に基づき同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、一般廃棄物処理施設の設置に係る特例措置を拡充。

### ③ 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設

- 災害廃棄物を受け入れる能力を有する廃棄物最終処分場に対する認定制度・優遇措置を創設するとともに、自治体が設置者に対して受け入れを求めることができる制度を創設。